

浦添市市民意見提出制度実施要綱（試行版）

（目的）

第1条 この要綱は、市が行う重要な政策の立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表して広く市民の意見又は提案等（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う制度（以下「市民意見提出制度」という。）を設けることにより、市の意思形成過程における市民の積極的な市政参加の推進を図り、もって市の意思形成過程における透明性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、消防長とする。

2 この要綱において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

（市民意見提出制度の対象）

第3条 市民意見提出制度の対象は、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定若しくは改定又は条例等の制定若しくは改廃（以下「計画等」という。）とする。ただし、法令等に基づく計画等であつて、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なもの並びに市税、使用料、手数料等の金額に関する条項については、この限りでない。

2 前項の計画等の例は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (3) 市の基本政策を定める条例及び市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

（実施時期及び募集期間）

第4条 市民意見提出制度の対象となる計画等を所管する実施機関の長は、計画等に係る意思決定を行う前に、その案を公表した上で、広く市民から意見等を求めるものとする。

2 市民からの意見等の募集期間は、1月間とする。ただし、やむを得ない理由があるとき

は、市長が特別に認める場合に限り、変更することができるものとする。

(実施方法)

第5条 実施機関は、次に掲げる事項を記載した計画等の案を公表した上で、市民に意見を求めるものとする。

- (1) 計画等の案件名及び概要
- (2) 参考資料（計画等の論点、計画等を立案する趣旨、目的、背景等を記載した資料をいう。以下同じ。）の名称及び入手方法
- (3) 意見等の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 前3号に掲げるもののほか、意見等の募集に必要な事項

2 実施機関は、前項の規定に基づき、次に掲げる方法により、計画等の公表を行う。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 当該計画等の所管部署及び市政情報センターでの備付けによる閲覧又は配布
- (3) 「広報うらそえ」への掲載

3 前項に定めるもののほか、実施機関が必要と認める方法を活用して、計画等の案を広く市民に周知するよう努めるものとする。

4 実施機関は、公表する内容が相当量に及ぶ場合には、活用する公表方法すべてにおいて、計画等の案及び参考資料全体を提供する必要はないものとする。この場合において、計画等の案及び参考資料全体の入手方法を明確にしておくものとする。

(意見等の受理方法)

第6条 実施機関は、次に掲げる方法により意見等を受理するものとする。

- (1) 電子メール
- (2) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (3) 郵便
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民は、その意見等に住所、氏名及び電話その他の連絡方法を明示するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 実施機関は、収集した個人情報については、浦添市個人情報保護条例（平成11年条例第15号）に従って適切に取り扱うものとする。

(意見等の活用)

第8条 実施機関は、市民から提出された意見等を十分に考慮した上で、計画等について

最終的な意思決定を行うものとする。

(意見等の公表)

第 9 条 実施機関は、計画等について前条の規定による意思決定を行った場合において、提出された意見等及びこれに対する市の考え方又は当該計画等の案を修正した場合の当該修正の内容を速やかに公表するものとする。この場合において、市民から提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

2 実施機関は、提出された意見等のうち、原案と関係のないもの又は第三者を誹謗中傷するものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 当該計画所管部署及び市政情報センターでの備付けによる閲覧又は配布

(一覧の公表)

第 10 条 実施機関は、この要綱による市民意見提出の実施結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、実施機関からの報告を取りまとめてその概要の一覧を公表するものとする。

3 前項の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 案件名

(2) 公表年月日

(3) 意見等の募集期間

(4) 意見等の件数、回答及び処理経過

(5) 問合せ先

4 第 2 項の規定による公表は、市のホームページに掲載して行うものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、市民意見提出制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。